



上告 棄却 えん罪 JR 浦和電車区事件

弾劾!

憲法違反・事実誤認を認めぬ最高裁

最高裁第三小法廷は2月6日、えん罪 JR 浦和電車区事件の上告を「棄却」する決定をおこなった。JR総連は最高裁の上告棄却を満腔の怒りをもって弾劾する。

えん罪に加担した司法を許さない!

最高裁は、棄却決定の理由を我々の憲法28条違反という主張を「実質は単なる法令違反、事実誤認の主張」だとして退けた。また、第一審判決での誤認による「事実認定」のみを前提に「組合活動として手段・方法において社会的に相当なものといえないことは明らか」であるので「上告の前提を欠き」「上告の理由に当たらない」として事実誤認に触れなかった。また「強要罪」適用の問題も否定せず、判例違反もないので上告理由にあたらぬなどと付け加えた。憲法違反の指摘を一蹴し、事実誤認を無視するなどとした最高裁の判断は断じて許されない。

貫徹を阻止した組織壊滅目的の「国策弾圧」

JR浦和電車区事件での闘いは最高裁に舞台を移して2年8ヵ月、私たちは原審破棄・自判での無罪を求め、できうる全ての運動をおこなってきた。公正・公平な裁判を求める署名や、諸団体から223回にもわたる要請行動が取り込まれるなど、闘いは大きく広がってきた。そして組織破壊を意図した「国策弾圧」は、私たちの反弹圧の闘いで実質的に貫徹されなかった。

全組合員の奮闘に感謝

あたり前の平和を求める組合活動への弾圧がJR浦和電車区事件だ。JR総連は次なる闘いへ、平和・人権・民主主義を求め、あらゆる妨害をはねのけ、運動を進める。

(次頁「声明」)

《日本国憲法》

第28条（勤労者の団結権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。



えん罪 J R 浦和電車区事件の上告棄却を弾劾する（声明）

最高裁判所第三小法廷は2月6日、えん罪 J R 浦和電車区事件の上告を「棄却」する決定を下した。我々は最高裁による不当な判決を、腹の底から弾劾する。上告から2年8ヵ月、司法の最高峰たる最高裁は、「えん罪事件」で持ち上げを「強要罪」として有罪とし、あたりまえの労働組合活動を認めない判例として確定させた、まさに暴挙である。

また、この間の「国策弾圧」の糸を引き J R 総連・ J R 東労組破壊に狂奔した公安警察、それに結託した検察、長期勾留を強いてデタラメな「事実認定」で有罪判決をおこなった下級審裁判所、そして弾圧を導き擁護・悪宣伝したマスコミや J R 連合、さらには嶋田一味ら内部からの組織破壊者らを断じて許さない。

「事件」は J R 総連・ J R 東労組への組織破壊策動としてかけられた国策弾圧である。それは日本労働運動の中で、「平和・人権・民主主義」の旗を高々と掲げ、あたりまえの労働運動を幅広く進める組織を葬ろうという意思に貫かれている。そもそも強要・共謀などありえない。本来ならば暴力行為に適用される「強要罪」を労働組合に当てはめるという乱暴な手法に、でっち上げ事件の本質を見ることができる。そして何よりも一、二審判決に見られる「事実認定」のぶれが、事実誤認の屁理屈を積み上げたに過ぎないことを証明している。まさに上告「棄却」は、労働組合への団結権の侵害であり、労働組合活動を否定する重大な憲法違反である。

我々は、2002年11月1日の7人の逮捕から9年3ヵ月、美世志会とともに344日間の長期勾留と闘い、「支援する会」を中心とした公判での闘いや、海外や支援弁護団も含めた広範な連帯の輪を構築し、さらに最高裁では公正・公平な審理を求める署名や223回にわたる要請行動など、長きにわたる闘いを展開してきた。そして反弹圧の闘いを通じ、 J R 総連・ J R 東労組の組織をより強化してきた。我々は組織破壊を目論んだ国策弾圧としての意図を、その本質において打ち砕いたのであり、闘いは勝利している。

我々は弾圧に屈せず、これからも「平和・人権・民主主義」の旗を掲げ、美世志会とともに社会正義を貫く。これまでご支援をいただいた皆様に感謝するとともに、えん罪のない社会、安全で安心して暮らせる社会をつくるために、新たな闘いのステージで、正々堂々と J R 総連運動を前進させるものである。

2012年2月7日

全日本鉄道労働組合総連合会（ J R 総連）